

令和3年1月21日

会員事業者 各位

一般社団法人 全国霊柩自動車協会  
会長 小西 幸治QRコード付き交付申請書送付についての周知について  
(協力依頼)

貴社におかれては、平素から当協会業務活動にご理解・偽協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、マイナンバーカードの普及については、これまでも、12月14日にマイナンバーカードの積極的な取得と利活用促進の呼びかけについてお願いしておりました。

今般、国土交通省自動車局貨物課長から別添のとおり、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単に行えるQRコード付き交付申請書（以下、「交付申請書」という。）の送付及びその活用について情報提供がありました。

当該交付申請書は、令和2年11月から令和3年3月まで、まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ、地方公共団体情報システム機構より、順次送付されます。

マイナンバーカードは、本年3月末までに申請していただければ、マイナポイント（上限5,000円）の取得にも間に合います。また、本年3月からは健康保険証としての利用も始まり、ますます便利なカードになります。さらに、マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることを期待されます。

つきましては、貴社の従業員等に対し、交付申請書が送付されることの情報提供及び当該交付申請書を活用したカードの申請についての呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、従業員等への呼びかけの際には下記ホームページ・動画についてもご活用下さい。

## 記

- ・ 地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト（申請方法）  
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>
- ・ 地方公共団体情報システム機構からの送付物について  
<https://www.kojinbango-card.go.jp/sofubutsu/>
- ・ マイナンバーカード説明動画  
「マイナちゃん・平井大臣がマイナンバーカードについて解説してみた」  
<https://www.youtube.com/watch?v=hRTvuZsU8Kk>